

送迎サービス補償 (傷害保険)

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



移送・送迎サービス中に

◎交通事故などにより…………… Aプラン
利用者がケガをした

◎特定した自動車に搭乗している …… Bプラン
利用者・運転者などがケガをした

などの事故を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、団体などが行う送迎サービスの利用者(Aプラン)と送迎自動車の搭乗者(Bプラン)を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入対象者（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体^(※)

(※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

(※)株式会社・有限会社などの営利企業はご加入いただけません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

Aプラン ……………送迎サービス利用者全員

Bプラン ……………特定した自動車に搭乗中の送迎サービス利用者、同乗者(運転手を含みます。)全員

加入プラン

送迎サービスの実施形態により2つのプランより選べます。

プラン名	保険料計算方法	補償範囲
Aプラン 利用者 特定方式	利用者の人数と年間利用日数から保険料を計算するプランです。	送迎サービス利用者が、送迎サービス実施者の <u>管理下中</u> にケガをされた場合の補償です。
Bプラン 自動車 特定方式	送迎サービスに使用する自動車(登録番号)を特定し、その車の車検証記載の法定乗車定員数から保険料を計算するプランです。	送迎サービス実施者の <u>特定する自家用自動車に搭乗中</u> ^(※) に、ケガをされた場合の補償です。 (※):「搭乗中」とは自動車の正規の乗車用構造装置(運転席・助手席・車内の座席など)に搭乗されている間をいいます。

補償金額(保険金額)・保険料(団体割引20%適用)

Aプラン・Bプランとも2口までご加入いただけます。

(1口あたり)

ご加入プラン		Aプラン(利用者特定方式) 行事参加者の傷害危険補償特約セット	Bプラン(自動車特定方式) 交通乗用具搭乗中の傷害危険補償セット
保険金の種類			
死亡保険金		345.2万円(※)	351.5万円(※)
後遺障害保険金		障害の程度により、 死亡・後遺障害保険金額の4~100%	障害の程度により、 死亡・後遺障害保険金額の4~100%
入院保険金日額		3,400円	4,000円
手術 保険金	入院中の手術	34,000円	40,000円
	外来の手術	17,000円	20,000円
通院保険金日額		2,200円	2,600円
保険料(1口あたり)		利用者1名 利用日数1日20円 (1申込につき最低保険料 1,000円)	法定乗車定員1名 1年間2,000円

※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

補償内容

送迎サービス中の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをした場合、以下の補償が受けられます。

※Aプランは、被保険者が送迎サービス実施者の管理下中にケガをされた場合にかぎり保険金をお支払いします（行事参加者の傷害危険補償特約（Aプラン用）セット）。

Bプランは、被保険者が送迎サービス実施者の特定する家用自動車に搭乗中にケガをされた場合にかぎり保険金をお支払いします（交通乗用具搭乗中の危険補償特約（Bプラン用）セット）。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

「Aプラン」「Bプラン」ともご加入者の損害賠償責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。

Aプラン（利用者特定方式）

- お年寄りを車で病院に連れていく途中、交通事故にあい、お年寄りがケガをし入院した。
- 車いす利用者を車から降ろそうとして、誤って利用者が転倒し、ケガをし通院した。
- 利用者を車いすに乗せて押していて、車いすが転倒し、利用者がケガをし通院した。
- 利用者の自宅から送迎車まで付き添って歩いている途中、誤って利用者が転倒し、ケガをし通院した。

Bプラン（自動車特定方式）

- 特定した車に搭乗中、交通事故にあい、サービス利用者と運転手がケガをし入院した。
- サービス利用者が特定した車から降りようとステップに足をかけたとき、利用者が足をすべらせ転倒し、骨折し入院した。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険期間

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までの1年間

中途加入の場合は、加入申込手続きを完了^(※)した日の翌日午前0時から平成30年3月31日午後12時までです。

(※)加入申込手続きの完了とは、ご加入者が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払い込み、「加入依頼書」を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

加入申込手続き

①「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名(フルネーム)またはご捺印ください。

※加入申込人が法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項等説明書」を受領・確認し、「個人情報取り扱いについて」に同意したうえでお申し込みください。

※新規にご加入いただく場合は、「加入依頼書」の「告知事項」にも必ずご記入ください。

②所定の払込用紙(社協コードを必ず記入)を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振り込みください。

③「加入依頼書」の3枚目に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。(Aプラン加入の場合、利用者名簿は加入申込人で保管ください。)

④「加入依頼書」の4枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

中途加入

Aプラン (利用者特定方式)

中途加入の保険料は3月31日までの加入期間の利用者数、利用日数により年間の延べ利用者数を計算してください。

Bプラン (自動車特定方式)

中途加入の保険料は3月31日までの加入期間(月数)に応じて年間保険料の月割りとなります。

【例】9月25日付でBプランに1口加入される場合(自家用自動車1台、定員4名)

$$\text{年間保険料 } 2,000 \text{ 円} \times \text{定員 } 4 \text{ 名} \times \frac{\text{加入月数 } 7 \text{ か月}^{(※)}}{12 \text{ か月}} = 4,670 \text{ 円}$$

10円単位(円位四捨五入)

(※)加入される期間に1か月未満の端日数がある場合、切り上げて1か月単位としてください。

加入内容の変更

保険期間の途中で加入内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

●利用者数の増加など、保険料の追加となる場合は「加入依頼書」を使用してください。(「追加」に○を付してください。)

●登録番号の変更など、保険料の追加がない場合および解約など保険料の返れいとなる場合は「変更届出書」を使用してください。

※追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。

事故が起これば

事故が発生した場合は、次の事項を所定の「事故報告書」に必要事項をご記入のうえ、**ただちに損保ジャパン日本興亜の都道府県別の担当保険金サービス課まで FAX してください。**

- ①事故発生の日時・場所
 - ②サービス利用者の氏名、住所、連絡先
 - ③事故の原因・状況
 - ④ケガの程度・病院名
 - ⑤サービス利用者名簿（A プランの場合）
 - ⑥自動車の登録番号（B プランの場合）
- など

※「事故報告書」はご加入手続きをされた社会福祉協議会からお取り寄せいただくか、「ふくしの保険」ホームページ (<http://www.fukushihoken.co.jp/>) からダウンロードしてください。

※事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください

損保ジャパン日本興亜都道府県別担当一覧 (平成 28 年 11 月現在)

※下表は平成 28 年 11 月末現在のもので、変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時までとなります。(土日、祝日、12/31 ~ 1/3 は除きます。)

※事故報告の際は、所定の事故報告書をご利用いただき、加入証を添付のうえ、各都道府県別の事故担当に FAX にてご送付ください。

保険制度の内容照会・契約内容の変更手続き等はこちら			都道府県	【事故】事故報告・事故に関するお問い合わせはこちら		
担当営業店	代表電話番号	FAX 番号		事故担当保険金サービス課	代表電話番号	FAX 番号
札幌法人営業部営業第一課	011-281-6144	011-210-6308	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	011-222-4011	011-251-5894
青森支店青森支社	017-773-4411	017-777-0505	青森	青森保険金サービス課	017-773-2711	017-773-4420
岩手支店盛岡支社	019-653-4141	019-653-3427	岩手	盛岡保険金サービス課	019-653-4145	019-653-2687
仙台支店法人第一支社	022-298-1352	022-298-2271	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	022-298-2290
秋田支店法人支社	018-862-4463	018-864-8538	秋田	秋田保険金サービス課	018-862-8423	018-863-7924
山形支店山形第二支社	023-623-7043	023-626-1338	山形	山形保険金サービス課	023-624-1735	023-625-0020
福島支店法人支社	024-523-2291	024-503-0385	福島	郡山保険金サービス第一課	024-922-2614	024-922-2458
茨城支店法人支社	029-231-8043	029-221-8047	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161	029-231-8354
栃木支店宇都宮中央支社	028-627-8072	028-627-1010	栃木	栃木火災新種保険金サービス課	028-633-7431	028-633-7456
群馬支店法人支社	027-223-5111	027-243-6153	群馬	群馬火災新種保険金サービス課	027-223-5120	027-243-6154
埼玉中央支店法人支社	048-648-6010	048-648-6011	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	048-647-5869
千葉支店千葉支社	043-243-3097	043-243-3065	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-221-2183	043-225-7406
医療・福祉開発部第二課	03-3349-5137	03-6388-0154	東京	下記以外 松戸市 団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
医療・福祉開発部第二課	03-3349-5137	03-6388-0154	東京	団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
横浜支店営業第三課	045-201-6720	045-662-6859	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	045-661-2626	045-201-2061
新潟支店法人マーケット開発支社	025-244-5140	025-244-5186	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	025-244-8130
富山支店富山支社	076-441-3367	076-433-6422	富山	富山保険金サービス課	076-441-3375	076-433-2050
金沢支店法人支社	076-262-2507	076-232-1195	石川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	076-232-2193
福井支店法人支社	0776-24-0204	0776-84-2390	福井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	0776-21-6074
山梨支店法人支社	055-233-7837	055-233-5135	山梨	山梨保険金サービス第二課	055-237-7289	055-237-7323
長野支店長野法人支社	026-235-8126	026-235-8064	長野	北信・東信 長野火災新種保険金サービス課	026-228-7331	026-228-7341
			長野	中信・南信 長野火災新種保険金サービス課松本 SC	0263-33-3114	0263-37-0452
岐阜支店法人支社	058-253-9700	058-253-9715	岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
静岡支店静岡支社	054-254-1281	054-254-0188	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291	054-254-3529
名古屋営業部金融公務室	052-953-3894	052-953-3695	愛知	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
三重支店津支社	059-226-3011	059-228-4397	三重	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
滋賀支店営業課	077-523-3185	077-522-2078	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
京都支店京都支社	075-252-3033	075-252-8677	京都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
大阪金融公務部第一課	06-6449-1050	06-6449-1388	大阪	大阪火災新種保険金サービス第一課	06-4704-2024	06-4704-2135
神戸支店法人第一支社	078-333-2595	078-333-2674	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017	078-371-1026
奈良支店奈良支社	0742-34-9111	0742-34-9779	奈良	大阪火災新種保険金サービス第二課	06-4704-2040	06-4704-2147
和歌山支店和歌山中央支社	073-433-0400	073-431-3479	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第二課	06-4704-2040	06-4704-2147
山陰支店鳥取支社	0857-23-3301	0857-27-1510	鳥取	松江保険金サービス課米子 SC	0859-33-7660	0859-22-0529
山陰支店松江支社	0852-21-9700	0852-27-7841	島根	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
岡山支店岡山中央支社	086-225-1069	086-233-6041	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	086-223-1565
広島支店法人第二支社	082-243-6559	082-243-6170	広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
山口支店法人支社	083-924-3005	083-923-8053	山口	下関保険金サービス課	083-231-6682	083-224-0231
徳島支店徳島支社	088-655-9611	088-622-9656	徳島	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
高松支店法人支社	087-825-0915	087-825-0910	香川	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
愛媛支店法人支社	089-943-1917	089-933-9582	愛媛	松山保険金サービス第二課	089-946-0044	089-932-0121
高知支店法人支社	088-822-6205	088-822-5364	高知	高知保険金サービス課	088-880-5057	088-880-5070
福岡支店営業第一課	092-481-5310	092-414-9871	福岡	福岡火災新種保険金サービス第一課	092-481-0910	092-481-0902
佐賀支店佐賀支社	0952-23-8171	0952-23-0394	佐賀	福岡火災新種保険金サービス第二課	092-481-0930	092-481-0904
長崎支店法人支社	095-826-7290	095-821-8889	長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	095-821-2566
熊本支店法人支社	096-326-9355	096-322-6108	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	096-322-3990
大分支店法人支社	097-538-1510	097-532-7940	大分	大分保険金サービス第一課	097-538-1586	097-532-9847
宮崎支店法人支社	0985-27-8351	0985-26-6112	宮崎	宮崎保険金サービス課	0985-27-7137	0985-28-1737
鹿児島支店法人支社	099-812-7504	099-251-1025	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	099-251-1124
沖縄支店法人支社	098-861-4577	098-864-1580	沖縄	沖縄保険金サービス課	098-862-2091	098-868-9239

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険契約は、傷害保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約であり幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
【引受保険会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85%<幹事保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社 15%
- ご加入時には、加入依頼書に添付されている「重要事項等説明書」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL **03-3581-4667** FAX **03-3581-4763**

〈営業時間：平日の 9:30～17:30(土日・祝日、12/29～1/3 を除きます。)>

団体契約者



社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL **03-3581-7851**

引受損害保険会社

(幹事会社) **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL **03-3349-5137** FAX **03-6388-0154**

〈受付時間：平日の 9:00～17:00 (土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。)>

(共同引受損害保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社